

公益社団法人 日本地下水学会
支出に関する決裁規程

2017年4月22日 制定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本地下水学会の業務において、支出に関する決裁を要する場合についてその基準及び方法を定め、業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(決裁の原則)

第2条 支出に関する決裁を要する場合は、原則として文書により決裁権者の決裁を受けなければならない。但し、軽易なものについては口頭により決裁を受けることが出来る。

2 決裁を行うことが出来る者は、会長及び常設委員会委員長とする。

(決裁事項)

第3条 事業計画、予算計画に見込んでいた支出が予算額を超える場合について、「超過額が30万円未満の場合は担当委員会委員長が決裁し、理事会へ報告する」ものとし、「超過額が30万円以上の場合は理事会の承認を得た後、会長が決裁する」ものとする。

2 事業計画外、予算計画外に必要となった支出に関しては、「10万円未満の場合は担当委員会委員長が決裁し、理事会へ報告する」ものとし、「10万円以上、30万円未満の場合は会長が決裁し、理事会へ報告する」ものとし、「30万円以上の場合は理事会の承認を得た後、会長が決裁する」ものとする。

(改廃)

第4条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、2017年4月22日から施行する。